

【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日)までの間(28日分を限度として)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内(長野県については裏面のとおり)に居住していた方が対象です。
災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

令和元年 台風19号によるハローワーク別災害救助法適用市町村

安定所	所在地	災害救助法適用区域
長野	長野市中御所3-2-3 TEL 026-228-1300	長野市、飯綱町 (除く信濃町、小川村)
松本	松本市庄内3-6-21 TEL 0263-27-0111	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村 (除く山形村、朝日村)
上田	上田市天神2-4-70 TEL 0268-23-8609	上田市、東御市、長和町、青木村
飯田	飯田市大久保町2637-3 TEL 0265-24-8609	(除く飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)
伊那	伊那市狐島4098-3 TEL 0265-73-8609	伊那市、辰野町、宮田村 (除く駒ヶ根市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村)
篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田826-1 TEL 026-293-8609	千曲市、坂城町、長野市
飯山	飯山市飯山186-4 TEL 0269-62-8609	飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
木曽福島	木曽郡木曽町福島5056-1 TEL 0264-22-2233	塩尻市、木曽町 (除く上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)
佐久	佐久市原565-1 TEL 0267-62-8609	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、立科町
小諸出張所	小諸市御幸町2-3-18 TEL 0267-23-8609	小諸市、軽井沢町、御代田町
大町	大町市大町2715-4 TEL 0261-22-0340	(除く大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)
須坂	須坂市墨坂2-2-17 TEL 026-248-8609	須坂市、長野市、小布施町、高山村
諏訪	諏訪市上川3-2503-1 TEL 0266-58-8609	岡谷市、諏訪市、茅野市、富士見町、原村
岡谷出張所	岡谷市中央町1-8-4 TEL 0266-23-8609	岡谷市

※ 災害救助法適用市町村数 16市 13町 14村 計43市町村
(長野県市町村数 19市 23町 35村 計77市町村)